

対応方針

事業主体	寝屋川市
事業名	住宅市街地総合整備事業
地区名	寝屋川地区
対応方針	住宅市街地総合整備事業によって、道路、公園等の地区公共施設を整備し、老朽木造住宅の建替えを促すことで、安全で快適な住環境の整備を図っている。 これまで、主要生活道路の整備、老朽木造住宅除却費等補助、都市計画道路の整備 等によって住環境の改善及び防災性の向上を図ってきた。しかしながら、当該地区の延焼危険性や避難困難性は依然として高く、事業の継続が求められている。また、費用対効果分析においても効果が示されている。 これらのことから本事業を継続とする。